

# 少年事件を通じた不良少年観の変容

-戦前昭和期の新聞報道と公的機関の対策を中心として-

山梨学院短期大学

作田 誠一郎

## 1. はじめに

少年非行は、凶悪な少年犯罪が起こるたびにさまざまな分野から議論され、マス・メディアを中心に社会問題として報道されてきた。近年は「心の問題」として画一的な議論が先行する傾向が見受けられる。しかし、「心の問題」のみの解釈では、社会学的要因のひとつとしてあげられる近代化にともなう影響（個人主義化や生活様式および価値観の変化等）や長期的な少年非行観の変容等が見落とされることになる。やはり少年非行現象を分析するためには、複合的な諸要素を多角的に分析することが求められ、現代の少年非行を長期的な視点を用いて理解することが重要なのではないだろうか。

本研究の目的は、日本の少年非行を戦後のみに限定せず、戦前期を含めて捉えなおすことにある。特に本研究では、戦前昭和期（昭和元年から 20 年まで）を中心に、近代化の影響を受けた非行現象に対する新聞メディアの少年事件報道や警察機関、矯正機関等の公的機関の動向に着目し、そのなかで形成される少年非行に対する理解や意識を少年非行観として明らかにしたい。戦前の昭和期は、昭和恐慌や 15 年戦争等の経済的、政治的に大きな変化が起こった時期にあたり、少年非行現象と社会変動の関係を知るうえでも、大きな知見は重要な役割を担っており、日本の少年事件報道

を与えてくれる。この 20 年間の少年事件に関わる新聞記事を通じて、現代の少年非行を理解するひとつの視点を提示したい。

## 2. 戦前昭和期の少年事件報道の分析枠組みとその特徴

戦前昭和期は、大正期という都市化と大衆化の時代を経て市民文化が発展しつつあった。そのなかでも、社会の大衆化に鋭敏に反応して、その大衆化を牽引したのがジャーナリズムの発展である。そのなかでも新聞は、第一次世界大戦や関東大震災などの大きな事件を通じて急速に販売部数を拡大していった。新しいメディアとして 1925（大正 15）年から東京と大阪でラジオ放送が始まるが、当時の新聞はマス・メディアの中心として大きな影響力を持っていた。

M.マクルーハン（1967）は、メディアの歴史を通じて「メディアはメッセージ」という言葉を残している。つまり、メディアは人間の感覚器官や運動器官を外化したものであり、人間の経験や相互行為を構造化する力を有しているという。また B.アンダーソンは、国民を「想像された共同体」と呼び、印刷された書物や新聞を通じて同じ共同体の属している人びとの想像力を支えるものであるという。このような近代国家の形成にメディアに限定しても購読者の「不良少年」や「少年犯罪」

に対する共通したイメージ（不良少年観）の形成にも大きな影響を与えていたと思われる。

ここで不良少年の歴史的な先行研究を辿ると、明治期以降の少年非行について鮎川（2001）は、戦前昭和期の不良少年を活動写真や浮浪児との関係から考察している。本論の対象とする戦前昭和期についての記述は少ないが、不良少年と大衆娯楽としての活動写真の影響について分析している。また桜井（1997）は、若者文化論の視点から不良少年の概念の変遷について考察している。

このほかの先行研究を概観しても少年非行の歴史的な分析は戦後を対象としたものが多く、戦前を含めた研究はあまり認められない。特に本論が対象とする新聞メディアを中心とした戦前昭和期の不良少年の分析は、不況や戦争等の大きな社会変動下にある少年事件報道および少年非行の社会的特徴が顕在化し、今日の後期近代社会の社会変容下にある少年非行現象を分析するうえで多くの知見が得られる。

ここで本論の具体的な考察の内容について説明する。本研究の対象とした『読売新聞』は、1874（明治7）年に創刊し、全国紙として現在に至っている。また『東京朝日新聞』は、大阪で発刊された『朝日新聞』（1879）を母体として、大正期には「東京五大新聞」のひとつに数えられるまで発行部数を重ねていた。大正期には他の全国紙と同様に夕刊の発行が開始されることで購読者への情報量も増加し、本研究の対象である少年事件の報道数も増加した。

分析対象となる少年事件については、その行為主体である少年（少女）は満20歳未満とした。旧少年法（以下は少年法と記す）では満18歳未満をその対象と年齢をしているが、紙面では少年法施行前後にかかわらず概ね満20歳未満を「不良少年」として掲載している。そのため、本論においてとりあげる事件は、すべて満20歳未満の

少年を対象にした。さらにこれらの報道のなかから、自殺や家出、失火、業務上過失致傷を除き、犯人が逮捕されておらず「不良少年らしい」という表現で掲載されている記事および年齢が明記されていない記事を除いた少年事件記事を本論では対象としている。

はじめに、少年事件報道の特徴を『読売新聞』と『朝日新聞』（「東京朝日新聞」）のそれぞれの少年報道について、一年間（昭和2年）を例にとって比較して考察したい。表1は、両紙に掲載された少年事件の平均年齢、性別および共犯の有無をまとめたものである。

表1 両紙の少年事件の平均年齢、性別、共犯の有無

	件数	平均年齢	性別	
			男	女
読売新聞	102	16.1	87.5% (126名)	12.5% (18名)
朝日新聞 (東京朝日新聞)	126	16.7	81.9% (122名)	18.1% (27名)
	共犯の有無(件数)			
	共犯全体		少年	成人
読売新聞	25.5% (26件)		73.1% (19件)	26.9% (7件)
朝日新聞 (東京朝日新聞)	22.2% (28件)		21.4% (6件)	78.6% (22件)

表1から、昭和2年の少年事件報道は『読売新聞』が102件であり、『朝日新聞』は126件であり、『朝日新聞』が多くの少年事件を報道している。また、事件報道に掲載されている年齢の平均を見ると『読売新聞』が16.1歳、『朝日新聞』が16.7歳であり、両紙が掲載した少年事件報道の対象年齢については大きな違いは認められなかった。

性別については、『読売新聞』が男性87.5%、女性12.5%であり、『朝日新聞』が男性81.9%、女性18.1%であった。性別に関しては、両紙ともに大きな差はなく、両紙ともに8割以上が男子少年であることがわかる。

次に共犯の有無については、『読売新聞』が25.5%であり、『朝日新聞』が22.2%であった。

性別と同様に両紙ともに約2割が共犯の少年事件報道であり、大きな違いは認められなかった。しかし、少年のみでおこなった共犯事件と成人が加わった共犯事件にわけてみたところ、『読売新聞』では少年のみの共犯事件が73.1%であり、『朝日新聞』は21.4%であった。

次に事件発生場所について分類したところ、『読売新聞』では東京（市内外）が86.3%、神奈川県が2.9%、その他が10.8%であった。一方『朝日

新聞』では、東京が83.3%、次に神奈川県が8.7%、その他が8%であった。両紙ともに8割以上が東京を事件発生場所とする少年事件報道であることがわかる<sup>(1)</sup>。

さらに少年事件について、報道の違いを知るために同一の少年事件報道を表2に示した。両紙における同一の少年事件報道を見ると、その件数は24件である。言い換えれば、本論で対象とした両紙については、24件を除く多くの少年事件報道

表2 両紙の同一の少年事件報道

掲載日	年齢	性別	発生場所	読売新聞(上段)・東京朝日新聞(下段)
昭和2年1月8日	14	男	東京浅草区浅草公園	父思いの少年の盗み、前後五回に間違つた孝行心、がま口をねらふ、七草で賑ふ浅草でスリを働いた少年捕はる
昭和2年1月9日	16	男	東京小石川区竹早町	手當り次第に艶書バラ撒き、返事呉れねば皆殺し、亂暴なる色男志願の少女廿余名へ恐しい脅迫状、縁日活動写真館を根城に不良少年の犯行
昭和2年1月12日	15	女	東京四谷区新宿駅	家庭が生んだ罪の子、スリを稼ぐ十五の少女少女のスリ
昭和2年1月18日	19	男	奉天	満鉄醫大教授の女中を斬殺、夫人も重傷す支那ボーイ兇行、満鐵久保田博士邸惨事
昭和2年1月24日	16	男	東京本郷区湯島天神町	鼠小僧を真似る少年、忍びこんで飯を食う活動寫真にかぶれた鼠小僧、苦學の目的で上京したが使ひ果して賊となる
昭和2年2月4日	16	男	東京世田谷区世田谷町	豪農の家に豪商の息放火、火事場騒ぎを面白がる腦の變な十六の少年低能兒の放火、世田谷の百姓家を半焼せしむ
昭和2年2月20日	5	男	東京荒川区三河島町	五つの子の男の子、少女を毆殺す、遊戯のすえに喧嘩を初め六つの子の娘を竹竿で五つの子の男の子、女の子を殺す、女の子は六つ、仲よし同士の小さい喧嘩の過ち
昭和2年2月24日	14・15・16・17・18	男・女	東京四谷区新宿	血判の蛇の目團員一網打盡、不良少年少女廿四名の一團、銀座と新橋線で不良兒蛇の目團十三人を檢擧す、白木綿のえり章をつけ血判してかつ拂ひ
昭和2年3月27日	19	男	東京日比谷	貴族院籠抜け、犯人は元給仕、交換手と問題を起して流浪中金に困つて貴族院のかご抜犯人捕縛、元貴族院の給仕が金に困つての仕業と判明
昭和2年4月2日	17	男	東京芝区浜松町	番童の女將を少年刺す、浴客を装ふ電氣屋の倅湯屋で突刺す、不良少年兇行
昭和2年5月18日	16	男	東京世田谷区世田谷町	機轉、猿の様な十六の少年泥棒、感電して墜落したところを世田谷署員に繩天井裏から聽える大いびき、夜中、夫婦を驚かす、さるの様に素早い少年賊
昭和2年5月23日	16	男	東京渋谷町青山北町	盗んだ其場で小僧の放火、昨夕青山で大膽な男が犯跡を蔽はんため主人の家に放火、帰郷したさの小僧さん
昭和2年6月1日	18	男	東京淀橋区角筈	淀橋のコツク殺し、昨夕相州で捕はる、流浪を續くる不良の相棒が金に詰つての兇行コツク殺し犯人捕はる、小田原の宿で
昭和2年6月12日	17	男	東京荒川区南千住	墓口を恨み少年の放火、きのう捕はる放火犯人は元雇人、言語道断なわからぬ男
昭和2年6月27日	19	男	東京瀧野川町	聖學院生徒、荒川で刺さる、繩張荒しだらうと散歩中三人の不良少年に散歩に出た中學生不良少年に刺さる、飛んだ難題をふきかけられて物騒な白書の惨事
昭和2年7月24日	17	女	大分県東国東郡豊崎町	十七娘が強盜、兩刀を振廻して三圓あまり強奪十七の小娘、男装して強盜、活動もどきの強せりふ、自宅に潜伏中捕る
昭和2年8月3日	17	男	東京本所区番場町	小?を幸にもぐつて盗む、學校の床下を?にする一寸法師の不良床下もぐりの一寸法師泥棒、西瓜抱へて捕はる
昭和2年8月28日	14	男	東京杉並区高円寺	奉公が幸く主家に放火、十四の小僧が三度雇人の放火、奉公をきらい
昭和2年9月21日	17	女	東京神田区神保町	湯屋五十ヶ所を荒した少女、自宅を捜して見たら四十個の墓口を所持子守が湯屋泥棒
昭和2年9月28日	17	男	東京浅草区左衛門町	十七の少年小娘を斬る、娘は瀕死の重傷浅草で娘斬り、犯人自殺を企つ、ゆうべ大工の兇行
昭和2年11月21日	18	男	東京大森町	少年拳銃で婦人を射殺、過失か故意か引致し目下大森署で取調中短銃いちつて主婦を射殺、むつまじいまとみの中に降つてわいた惨事
昭和2年11月25日	18	男	東京淀橋区落合町	十八の強盜、白晝卅ヶ所稼ぐ、奉公先の漬物屋を解雇され宗旨を變へて荒仕事晝強盜捕はる、昨日長崎町で二件を襲ひ人相と服装が判り
昭和2年12月12日	13	男	東京世田谷区世田谷町	繼母の無情を恨み十三の少年放火す、看護婦出の後妻に小僧にやられ弟三人ともに虐待された悲憤に繼母をうらんで放火した十三少年、自宅を焼つつもりで隣家へ、世田谷町の怪犯人捕はる
昭和2年12月14日	16	男	東京品川区大井町	焼き拂ふぞと中學生脅す、三井物産調査課長に脅迫文を送つて遂に捕はる中學二年生の大膽な犯行、二千圓出せと脅迫?、忍んで来た所を捕縛さる

（『読売新聞』102件中78件、『東京朝日新聞』126件中102件）が、各新聞社が独自に選択した少年事件であることがわかる。また表2から、購読者が注目する見出しをとりあげても、情報量に違いがあることがわかる。

矢島（1996）は、マス・メディアというブラックボックス（インプットされた「犯罪事実」を「報道事実」としてアウトプットする機能）に着目して、「犯罪事実」とは異なる「報道事実」が社会問題を喚起して犯罪観を形成すると指摘する。特にそのブラックボックスには、「社会的使命」と「話題の提供」に裏付けられた「ニュース価値」が形成され、この価値が犯罪事実から報道事実としてのアウトプットの段階における事実の取捨選択と内容のアレンジの判断基準になるという。この指摘は、「ニュース価値」を前提とした各報道担当者（編集者）の判断基準が、少年事件報道に関しても強く反映されていることにも通じる。つまり、表2の両紙の少年事件報道の差異に関しては、「ニュース価値」を前提とした各報道担当者の判断基準が影響しているといえる。

また表2を見ると、各事件の共通点として購読者の興味を惹く事件内容の希少性が認められる。つまり、行為主体が少女であることや低年齢者であること、そして放火や殺人等の凶悪事件であることがあげられる。このような希少性の高い少年事件は、各新聞メディアにおいて「ニュース価値」が高いと判断され、それらの少年事件が当時の購読者の不良少年観に影響していたと思われる。

### 3. 昭和恐慌と不良少年

戦前昭和期において、日本社会とともに青少年たちの将来に対する期待と実生活に影響をおよぼした出来事は昭和恐慌であろう。ニューヨーク株式市場の株価の大暴落（1929）に端を発した世界恐慌は、日本経済に大きな影響を与えた。この昭

和恐慌は、物価や株価の急速な下落や企業の操業短縮や倒産を引き起こし、合理化における人員整理や賃金の引き下げなどによる大量の失業者を生み出すことになる。

このような経済的な影響は、生活の窮迫などの側面から不良少年問題とも密接にかかわってくる。当時の全国の少年事件の検挙者数を表3に示した。

表3 全国犯罪少年検挙数

	検挙数(名)
昭和6年	41,742
昭和7年	42,586
昭和8年	47,691
昭和9年	54,023
昭和10年	51,253
昭和11年	50,229
昭和12年	46,979
昭和13年	45,483
昭和14年	42,275

（注）不破武夫「戦前の少年犯罪について」より作成

表3を見ると、1936（昭和11）年をピークにして少年犯罪の検挙者数が増加していることがわかる。この検挙者数の増減については、経済的な影響とともに日中戦争等の戦局を含む政治的な情勢ともかかわってくる。当時の不良少年に対する新聞報道を見ると、「時代と共に進む青少年の性的犯罪（計4回）」（読売1928.7.31から）や「罪！不良！何が彼をそうしたか（計20回）」（読売1931.3.23から）、「何が私を不良にしたか？（計20回）」（読売1935.5.2から）、「光を求めて（計8回）」（読売1937.3.16から）、「不良への道（計7回）」（読売1940.4.20から）など、『読売新聞』の紙面だけをとりあげても、多くの不良少年少女に関わる特集が組まれている。それほど社会的な関心を惹く不良少年問題とはどのような社会現象であり、どのように報道されていたのであろうか。

本章では、太平洋戦争に至るまでの不良少年の動向とその報道について、「ニュース価値」を前提

とした希少性が高く購読者が興味を惹いたであろう少女の犯罪、低年齢の少年事件に注目し、不良少年問題に関わる徒弟制度や公的機関の動向について明らかにしたい。

#### (1) 徒弟制度の揺らぎと不良少年

当時の少年少女は、尋常小学校を卒業後に進学する者が減り、労働少年が増加しつつあった（読売 1930.5.12）。当時の記事を見ると、「徒弟から不良の群れに入る半数は工業徒弟、十時間から十二時間の激務に堪え得なくて逃げ出したりへ、市の徒弟調査終る」（『読売新聞』1927.1.21、以後『読売』と略す）には、東京市社会局が約6万人の徒弟について調査した結果が公表されている。

この記事のなかで社会局は、「一昔の徒弟制度は親方弟子といふ様に両互供に暖かい温情が流れてゐたが、近頃は全くお話にならず散々に酷使して年期が明ければ僅の金で突ツ放してしまひ（後略）」と述べており、前近代からの小規模な製造業における徒弟制度が揺らぐことで、そこに勤める少年少女の実生活や将来展望にも大きな影響があったことがわかる。

これまでの徒弟制度の効用について内務省社会局の城本は、「往古の徒弟制度時代にありては、親方と云ふものは七年の徒弟期間は其の所属の徒弟に対して殆ど親権を実行し職業上の汎ゆる知識を授けて将来充分自立することの出来る様に指導教育することに努めた。往古の制度組織を近世産業組織に応用することは困難なる事情もあるが其の管理及訓練の精神を保持せしむることの依然として必要なることは之を認むることが出来る」（城本 1926 : 8）と述べている。また社会事業家の賀川は、共著『日本道徳統計要覧』（1934）において「産業革命の齎せる二つの社会的変動は徒弟制度の廢頽を來たし、労働少年を増加した事であった」（賀川 1934 : 106）と指摘している。この指摘か

らも、産業化という大きな社会変容が従来の徒弟制度に大きく影響していたことがわかる。

日本における産業の発展は、小規模な小売業や製造業に根付いていた徒弟制度を頽廢させる一方で、給与制のシステム化された工場労働者としての少年工を増加させ、新たな少年工の不良化が問題視される<sup>(2)</sup>。小規模な商店や工場（こうば）では、日々の仕事の辛さや望郷の念に駆られることで犯行に至る事件も起こっている。当時の少年事件のなかで奉公人（小僧、店員、女給、子守りなど）が行為主体となった事件（1930～40年）を表4にまとめた。

表4の奉公人の犯罪事件報道から、いくつかの特徴が見出される。はじめに罪種に注目すると、その事件の多くが放火や窃盗、業務上の横領である。窃盗については、当時の不良少年の事件報道の大半を占めていることから特別な事件とはいえないが、放火や業務上の横領については少年少女が奉公人であることに起因する事件といえる。

また放火については、「二ヶ月の間に卅ヶ所放火、ポンプの好きな十二少年」（読売 1933.5.30）や「ポンプ見たさに子供三人が放火」（読売 1934.7.7）など、現代の非行少年にも通じる愉快犯的な放火事件が報道されている。しかし、その多くは表4のように、「奉公が辛く主家に放火、十四の小僧が三度」（読売 1927.8.28）や「少年店員が望郷の放火」（読売 1935.7.2 夕刊）など、辛い境遇下に生活する少年少女が短絡的に奉公先を放火することで奉公人という立場から逃れたいという共通した理由が認められる。また、「雇人の持逃げ、主人の金二千三百圓」（読売 1928.10.20）や「十七少年が二千圓横領、女給と豪華な愛の巢」（読売 1933.2.19）のように、売上金を目の前にして衝動的に拐帯する事例や銀行に使いへ行き、大金を手にすることで持ち逃げする事例がある。



表 4 奉公人の犯罪事件記事

昭和5年1月25日	預金を拐帯し逃走、洋服店の雇人	男	昭和10年5月30日	主人を斬る	男
昭和5年2月12日	十三の少女がお目見得、五十六軒荒す	女	昭和10年7月2日 (夕)	少年店員が望郷の放火	男
昭和5年5月2日	拐帯雇人、倉庫で自殺、兄の手紙が手掛りで見発見	男	昭和10年8月2日 (夕)	叱られて主人の家へ放火	男
昭和6年11月30日	行金持逃げ少年、京都で捕はる、四万六千圓の包みは殆んど手つかずその儘に	男	昭和10年8月6日	少年の刃傷	男
昭和6年12月19日	貧しき母の嘆きに集金の少年涙の罪、拘られたと申立て	男	昭和10年9月15日	友の缺勤中月給退職金騙る、大膽な少年	男
昭和7年1月24日	拐帯の店員、二名捕はる	男	昭和10年9月30日	土産の強盗、不良仲間入りの手始めに繰り出した少年捕	男
昭和7年9月19日	拐帯少年御用	男	昭和10年10月12日 (夕)	失踪子守の罪、申立てはみな?、主家の子は絞殺、けさ殺人、死體遺棄罪で送局	女
昭和7年10月14日	盗んだ金を墓地に隠す、鮮人少年返還	男	昭和10年11月8日	南洋を脱出した殺人犯捕る、歸國・川崎署に御用	男
昭和7年12月4日 (夕)	今様八百屋お七娘戀の放火	女	昭和10年11月14日	誤つた"高學心"の罪、主家鑿殺、同僚毒殺、放火、十六少年の恐ろしい企て	男
昭和8年1月16日 (夕)	空社宅に巢食ふ流浪少年	男	昭和10年11月29日	末恐ろしい少年泥棒、懷中に三百圓	男
昭和8年2月19日	十七少年が二千圓横領、女給と豪華な愛の?	男	昭和11年3月19日	悪の華・拐帯少年、護送途中脱走・元の主家に侵入、貯金を引出して逃走	男
昭和8年3月8日 (夕)	親許へ歸りたさに少年放火	男	昭和11年4月18日	店の金を失敬して雇人七名家出スト、要求書を郵送、鬼怒川で大散財	男
昭和8年3月9日 (夕)	メツセンチャーパーイ、三人で剽盜を働く	男	昭和11年5月27日	誘拐されたか歸らぬ子守娘、背中の赤ちやん餓死の恐れ	女
昭和8年3月23日 (夕)	十四少女の一念、十數回放火、辛い奉公が嫌さに	女	昭和11年5月27日	名古屋辨が嫌、少年持逃げ	男
昭和8年3月30日	髪結の卵怒みの放火	女	昭和11年8月26日	警察で一芝居、末恐ろしい少年	男
昭和8年3月31日 (夕)	母戀しさに少年、三度びの放火、石原市場の怪火判る	男	昭和11年9月15日	月三圓で生活戦線へ追はれた少女の放火	女
昭和8年4月17日	「少年ホラ信」刑事きりきり舞ひ	男	昭和11年10月3日	百万長者を脅迫の犯人は探偵小説狂、性懲りもなく怪電話、まんまと包圍され兜をぬぐ	男
昭和8年4月19日	女給に騙され拐帯小売員	男	昭和11年10月18日	十七歳の雇人、錠で主人夫婦を半殺し、手癖が悪いとの噂を怒つて祭日の朝、大塚の兇劇	男
昭和8年5月15日	埼玉の火事は雇少女の放火	女	昭和11年12月3日	主家の子を公園の棒杭に縛つて逃ぐ、チンドン屋志願の子守娘	女
昭和8年6月19日 (夕)	母戀しさに少年の放火	男	昭和11年12月27日	金くれぬ主人へ出前持少年の復讐、容器まで責飛ばしドライブ行	男
昭和8年7月1日 (夕)	主人を逆恨み、大井電気商の火事	女	昭和12年1月7日	粗忽者の嘆き、盗み金で十四少年ふて寝の夢	男
昭和8年9月1日	孝行八百屋の二少年が罪、欲しいリヤカーについて出来心	男	昭和12年2月6日	鎌と金槌揮つて運轉手と格闘、少年給仕強盗を圖る	男
昭和8年9月2日 (夕)	集金の拐帯、三少年出奔、満洲雄真飛を夢みて	男	昭和12年2月24日	飢ゆ一家十一人、少年給仕スリの哀話	男
昭和8年9月3日	貧農の十五娘に誘ひの都會惡、両親を助けたいの希望も	女	昭和12年2月26日	法衣の陰に萬引書籍、茶房通ひの小僧の罪	男
昭和8年9月22日	武蔵野學院の火事は放火、十五娘が歸郷したさの一念	女	昭和12年3月2日	小僧君曉の夢! 兩警官に?こいつが強盗"おつ取り刀の署員らびつくり	男
昭和8年11月7日	家出少年が東海道を膝栗毛、主家の金を遣込んで叱られ	男	昭和12年5月21日	仕送りに窮し少年の盗み	男
昭和8年12月11日	感化院志願	男	昭和12年5月26日	使込み少年服毒	男
昭和8年12月15日 (夕)	教師に汚され惡に墮ちた娘、奉公の先々で盗み	男	昭和12年6月21日	十五少年が逆恨み、主家の三名を殺傷、早曉、静岡へ高飛び!	男
昭和9年1月19日 (夕)	能筆少年の罪、『詐欺計書豫定書』五百餘圓をかたる	男	昭和12年6月25日	札東三千圓抱へ、三年間主家の金をゴマ化し飛出した十九少年	男
昭和9年4月28日 (夕)	虐待を恨み、少年工放火、堀之内の火事	男	昭和12年6月26日	旅館強盗捕はる、東京駅頭で	男
昭和9年6月10日 (夕)	異郷の父戀しく、少年の惡事、友人の名で「金送れ」の手紙	男	昭和12年9月17日	千圓引出し給仕拐帯か	男
昭和9年8月8日	海に憧れて小僧クンが拐帯、恐くなって遣ひ残り返金	男	昭和13年3月28日	幼女なその失踪、十三少年に連れられて	男
昭和9年8月12日	貧ゆゑ金んだ少店員の孝心、賣上金を胡麻化す	男	昭和13年4月25日	拐帯少年?吉原で心中未遂	男
昭和9年8月15日 (夕)	主家に放火	男	昭和13年5月18日	十三少年、惡の股旅、仙臺から上京・宿屋荒し	男
昭和9年9月26日	千百圓を拐帯	男	昭和13年5月26日	千圓持逃げ	男
昭和9年11月20日	小僧行きの旅費稼ぎに剽盜	男	昭和13年7月11日	一家八人を薪割で亂打、今晚目黒で少年店員歪みの兇劇	男
昭和9年12月13日	ツイ踏込んだ古巢の淺草、少年が服毒する迄	男	昭和14年1月28日	少年雇人の放火で無残、少女焼死、けさ淺草鳥越の火事	男
昭和10年4月5日	神も身捨て給ふ、物凄いい子守、捨てて子して金を拐帯	女	昭和14年10月10日	日本刀を拐帯	男
昭和10年4月16日 (夕)	奉公が嫌やさに少年の放火	男	昭和15年3月14日	雇人の拐帯	男
昭和10年4月23日	愛に飢ゑて罪の子に、代々木署で檢擧した六人が六人共	男	昭和15年3月21日	淺草の盡火事、小売員の放火	男
昭和10年5月26日	弟妹を喜ばしたさ、少年工・涙の罪、父は急げ者、母は病の床に	男			

(注) 本表の記事は、すべて読売新聞の記事より作成した。

東京地方職業紹介事務局の石原は、「都会の子弟は官庁、商店、工場等に勤める場合通勤を望む者が多いため田舎出の子弟は必ず住込まねばならないのである、又都会の雇主の方でも住込の方が使ひよいのと都会の者よりも田舎の人の方が余計に働くし世間づれと云ふか、そうした方にはあまり関係してゐないし給料も少し位でも文句を云はないと云つた様な種々の條件からして田舎出の者を歓迎するので、田舎の父兄が子弟を働かす時には、唯全金欲しさが主で、子弟が果して其の職

を希望し最も適當であり将来見込があるかないかに就いては無關心なものが多い様である」(石原1932:33)と指摘する。記事にも「これこそ大きな社會問題、田舎人には怖い前借りの奉公! 雇主の無理解と小遣錢欲しさに大てい不良になる」(読売1932.3.9)とあり、奉公先への住み込みと地方出身者の関係が少年の不良要因として掲載されている。

このような厳しい雇用環境の下で、自らの将来像を描けないまま半ば雇用主から使い捨てのよう

に働かされる少年少女にとって、奉公先の大金を拐帯することが新たな人生の行路を切り開く機会を得られると考えていたのかもしれない。

そのような少年少女の心性は、表4の新聞報道から犯罪動機を集約することができる。ひとつは、仕事が嫌になり望郷の念に駆られたことから放火や窃盗等の事件を起こした事例である。放火事件や「失踪子守の罪、申立てはみな嘘、主家の子は絞殺」（読売 1935.10.12）などは、望郷の念と仕事に嫌気がさしたことが主な理由として報道されている。

他方では、厳しい雇用環境に押しやる雇人への恨みから犯行に至る事例も見受けられる。「十七歳の雇人、鉈で主人夫婦を半殺し、手癖が悪いとの噂を怒って祭日の朝、大塚の兇劇」（読売 1936.10.18）や「金くれぬ主人へ出前持少年の復讐、容器まで賣飛ばしドライブ行」（1936.12.27）などは、雇人に対する恨みが原因の犯行といえる。最後は、貧しさが原因と思われる事例である。「貧ゆゑ歪んだ少店員の孝心、賣上金を胡麻化する」（読売 1934.8.2）や「飢ゆ一家十一人、少年給仕スリの哀話」（読売 1937.2.24 夕刊）の事例は、主に実家が困窮しているために犯行におよんだものである。昭和期は、昭和恐慌という経済状況のもとで従来の徒弟制度を退廃させ、経営的な視点から少

年少女を一人前に育てることよりも利益優先のために安価な労働力として雇い入れる考え方が広まりつつあった。「職業少年の補導につき雇主、家庭、當局に望む、徒弟を私有物視する舊式思想を捨てよ、第一雇主に對する希望」（読売 1929.4.5）の見出しからもわかるように、奉公人である少年少女に対する雇主の私物的な対応や指導を超えた虐待、そして地方出身者の奉公人が抱える望郷の念や都会という魅惑的な環境が少年少女を不良化へと促したといえる。

## (2) 不良少女への注視と低年齢の少年少女の犯罪報道

少年事件報道における少女の犯罪および低年齢の少年犯罪は、「ニュース価値」の基準から見ても希少性が高く感興をそそられる事件といえる。少女の不良化問題であるが、大正期から徐々に問題視されていた不良少女は、昭和期に入っても依然として問題視されていた。当時の新聞記事と見ると、「少年少女の不良時代、二百名をゆすつた不良少女挙げられる」（読売 1927.2.14）として、少女を中心とした不良団組織が詐欺や恐喝を繰り返していたことがわかる。次に少女が単独でおこなった凶悪犯罪（殺人・放火・強盗等）のうち、主なものを表5にまとめた。

表5 単独犯の少女の凶悪事件

昭和2年6月21日	級友に打たれ女生徒死す、級長と副級長の喧嘩	昭和9年9月21日	放火犯人は意外、暗い十一娘、家を飛出して物乞い
昭和2年7月24日	十七娘が強盗、兩刀を振廻して三圓あまり強奪	昭和9年11月13日 (夕)	狂女の放火
昭和3年3月18日	日本橋で若妻が幼女を絞殺す、養子の夫と父の争ひが因、きのふ白晝の兇行	昭和10年4月30日	一度ならず二度…美少年を斬る、十八娘の若葉狂亂
昭和3年7月16日	喧嘩の恨みで子供の放火	昭和10年6月25日 (夕)	早朝の戸を叩くは意外にも娘強盗、肉切庖丁で「金を出せ」
昭和4年2月21日	虐待を恨んで少女の放火、継母故に無給で働かされ父の許に歸りたく	昭和10年10月12日 (夕)	失踪子守の罪、申立てはみな嘘、主家の子は絞殺、けさ殺人、死體遺棄罪で送局
昭和4年4月14日	國へ歸りたさに女中の放火	昭和11年7月28日	幼き世界の争ひ！九ツの少女が放火、赤ンペをした虐めッ子
昭和7年12月4日 (夕)	今様八百屋お七娘戀の放火	昭和11年9月15日	月三圓で生活戦線へ追はれた少女の放火
昭和8年3月23日 (夕)	十四少女の一念、十數回放火、辛い奉公が嫌さに	昭和11年12月6日	十七少女の銀行強盗、義理に猛き娘心、師走に喘ぐ義兄見兼ねて金策、居候・窮餘の荒稼ぎ
昭和8年3月30日	髮結の卵怨みの放火	昭和12年2月15日	十七娘の子殺し、愛人に捨られ
昭和8年5月15日	埼玉の火事は雇少女の放火	昭和13年5月11日	三ヶ所に放火、頭が變な十六少女
昭和8年7月1日 (夕)	主人を逆恨み一大井電気商の火事	昭和13年10月30日 (夕)	低能少女の兇劇、幼女を殺す
昭和8年9月22日	武蔵野學院の火事は放火、十五娘が歸郷したさの一念	昭和14年12月19日	少女の放火か
昭和9年9月11日	赤ン坊喰ふ少女、變質魔、警戒中二度まで	昭和15年7月26日 (夕)	北砂町の少女殺し、意外、犯人は十九娘、物盗りが發覺、兇行

(注) 本表の事件は、すべて読売新聞の記事より作成した。

この表からもわかるように、少女の凶悪事件では放火が多く認められる。放火が多い理由として、腕力や体力がなくてもすぐに相手に対する報復が可能であることや犯行の証拠隠滅などを遂げることがあげられる。

表5の少女(17歳)の銀行強盗事件記事では、「何がこんな度胸と力とを出せたか?この空前ともいふべき強盗事件」として少女がおこなった強盗事件の原因について大きくとりあげている。また、凶悪事件以外にも警視庁がおこなった調査結果では、「女の犯罪として詐欺、恐喝、賭博等の新

しい傾向があることは見のがすことが出来ない」(朝日 1931.3.13)として、多様化する女性の犯罪について掲載されている。一方、近年の少年犯罪は、マス・メディアを中心に凶悪化とともに低年齢化がひとつの特徴として報道されている。

しかし、低年齢の少年犯罪は戦前昭和期にも認められる。戦前昭和期の少年事件報道のなかで、当時の「尋常小学校」(1941年から「国民学校初等科」)に在学している学齢(6歳から12歳まで)の少年少女の少年事件報道を表6として示した。

表6 12歳以下の少年事件

掲載日	見出し	年齢	性別	掲載日	見出し	年齢	性別
昭和2年3月7日 (夕)	少年の性的犯行が續出し警視廳悩む、人妻に戀文や其の他暴行投書に各警察へ取締り通牒	12	男	昭和8年12月5日	童心は蝕む『校長だつて…』と萬引をやめぬ少年、父親が警察へ涙の訴へ	12	男
昭和2年10月19日	劍劇狂の少年、少年を失明さす、阪妻もどに脅かし、木剣でめつた打にし	12	男	昭和9年4月23日	活動見たさに少年スリ團	12・12	男
昭和3年2月16日	殴られるので二少年の泥棒、業平小學の二年生が『庄ちゃん』に脅され	7・9	男	昭和9年5月3日 (夕)	不良の九歳少年がスリ	9	男
昭和3年6月22日	九つの子供がスリを働く、昨夜押上の夜店で鮮人の袂から墓口を	9	男	昭和9年5月3日 (夕)	學用品欲しさ、兄弟で拘摸、貧ゆゑに罪の淵へ	9・11	男
昭和3年6月24日	少女の背に流酸、七つの少年が喧嘩し	7	男	昭和9年5月22日	一日に一回活動、美少年スリ、空家に寝泊しては小遣稼ぎ	11	男
昭和3年7月16日	喧嘩の恨みで子供の放火	11	女	昭和9年6月8日	悪の魅惑に酔ふ心なき少年兄弟、廿數回スリを働く	12・13	男
昭和3年10月5日	子供の悪戯から三戸を焼く	9	男	昭和9年6月14日 (夕)	ポンプ面白さ、少年の悪戯、火災報知機を十數回	12	男
昭和3年10月8日	子供と見れば川に突落す、日ごろ馬鹿にされる?の少女が遺恨から	12	女	昭和9年7月7日	ポンプ見たさに子供三人が放火、『ナンダつまんないの』で發覺	6・7・7	男
昭和4年1月11日	幼な心に飢えの悲憤、少女卵を?拂ふ、五人の子を抱へ妻に逃げられて餓死せまる車夫一家	10	女	昭和9年9月11日	赤ん坊喰ふ少女、變質魔、警戒中二度まで	12	女
昭和4年4月14日	國へ歸りたさに女中の放火	12	女	昭和9年9月21日	放火犯人は意外、暗い十一娘、家を飛出して物乞い	11	女
昭和4年8月6日	六つの少年が鬪で一撃、ハツの少年を	6	男	昭和9年10月19日	未恐ろしい猿小僧、軒並に荒す	12	男
昭和5年2月12日	拘つた刹那が面白いといふ少年	11	男	昭和9年11月2日	罪へ走る辻占賣り少年、自轉車泥棒	10	男
昭和5年5月10日	未恐ろしい少年、口留料から盗みが判る	12	男	昭和9年12月28日	お客に先廻りして買物と釣銭失敬、早業!十歳の少年	10	男
昭和5年11月3日 (夕)	九歳の少年がスリ?拂ひ、母は心配の餘り狂ふ	9	男	昭和10年1月5日	蝕む童心!賽銭盗み、悲しい自白、一家の糧に	11	男
昭和7年1月6日	街に拘り廻る放浪の孤兒、常習者にそそのかされて悪事、環境から來た罪と係官同情	11	男	昭和10年3月14日	親の折檻・却つて仇、幼兄弟罪の淵へ僅か十銭から三度放火	10・12	男
昭和7年3月26日	掻拂ひの孤兒	12	男	昭和10年11月23日	ビルの空間に毒人團、劍劇から盗みの十二少年	12	男
昭和7年7月18日	蒲團箱に逃げ込み哀れ少年窒息死?こつそり二階で映畫見物中に寺島の映畫館の構事	11	男	昭和11年6月26日	幼き社交界の花形、兎のやうなスリ少女	11	女
昭和7年8月18日	哀れな飯櫃少年泥	9	男	昭和11年7月28日	幼き世界の争ひ!九つの少女が放火、赤んべをした虐めッ子	9	女
昭和7年11月6日	石降らせの化物、意外・子守の小娘、少年紙芝居へ貢ぎの桶取り	12	女	昭和11年8月22日	シヤツ一枚の嘆き…小さい?榮心・悪に墜ちた少年	10	男
昭和7年11月30日	月島夜のベンチに煙草吸ふ三少年、傳馬船に寝起して不敵の盗み、威喝・利用した古物商	12・12・12	男	昭和11年9月3日 (夕)	曇る新學期、十二少女の賊、一家六人月卅圓の命、希望の教科書買はず深夜二階から忍び込む	12	女
昭和8年5月6日 (夕)	講談「仕立屋銀次」に心酔、小學生がスリの初練習、第一回目に忽ちコラツ!	12	男	昭和11年11月4日	救つてみれば乗逃げ少年	12	男
昭和8年5月30日	二ヶ月の間に卅ヶ所放火、ポンプの好きな十二少年	12	男	昭和12年2月10日	唾の口惜しさ、七歳の少年友達を斬る	7	男
昭和8年6月8日 (夕)	三十回放火の少年、釋放された放火、おそろしい異常神經	12	男	昭和12年12月16日	童心に火の誘惑、め組の喧嘩を見た少年放火	11	男
昭和8年6月17日	活動見たさに女性のスリ、『お父さんがお金をくれない』	11	女	昭和13年3月2日 (夕)	夜にハヶ所放火、蒲田に?火の玉小僧	10	男
昭和8年7月1日 (夕)	收容兒の放火に武蔵野學院焼く	11	男	昭和13年8月25日 (夕)	芝に學童剽盜、叱られて俄かルンペン少年	12	男
昭和8年8月5日	繼母に虐められ少年家出し罪へ、晝は活動見物、夜は空家泊り	12	男	昭和13年10月30日 (夕)	低能少女の兇劇、幼女を殺す	12	女
昭和8年9月22日 (夕)	武蔵野學院またも焼く、院兒の放火か	12	男	昭和14年3月14日	只乗り少年	10	男
昭和8年12月3日	愛なきとこころ、悪は芽生ゆ、空?少年送局	12	男	昭和15年8月24日	無切符の小學生	9	男

(注) 本表の事件は、すべて読売新聞の記事より作成した。



表 6 から低年齢の少年少女の犯罪を見ると、その多くは主に放火やスリなどである。これらの犯罪は、不良少女の犯罪と同様に比較的簡単におこなうことができる。また殺人や傷害に関しても、自分よりも力が勝っていない同級生や下級生を対象としている。特に放火は、「これ等の不良が次の時代を形成するとなれば、社会のためには大いに憂へざるを得ない。否、そればかりでなく、これら少年の犯罪には放火罪が比較的多いから我々はこれが防壁に一層頭を悩まさなければならぬ」(読売 1931.9.12) という記事からもわかるように、大きな被害をおよぼすため新聞メディアや購読者にとって大きな関心事であった。また低年齢の少年少女が放火事件に至る経緯を探ることで、子どもをもつ保護者が注目する記事として掲載されている(朝日 1928.1.27、読売 1933.7.28)。少女の犯罪と低年齢者の犯罪は、その希少性に加えて子どもを育てる保護者としての犯罪原因の関心とともに多大な被害をおよぼす放火に対する警戒としての注意喚起が新聞報道を通じて伝えられていたと思われる。

### (3) 少年犯罪に対する公的機関の動向と脱走少年

1922(大正 11)年に少年法(旧少年法)が公布され、少年審判所が設立された。この少年審判は司法省の管轄であり、判事や検事経験者等が審判官としてその責を担っていた。警察機関もこうした司法省の動向と連動して、これまで不良少年に対してきた保安警察の活動とともに司法警察の活動も求められた。また当時、少年審判所と呼ばれる施設は東京と大阪の二カ所だけに開庁されていた。つまり、その多くは、従来通りに裁判所において審判され、少年審判所は「保護処分」に付されることを前提として送致していることなど、今日の少年審判とくらべていくつかの点で相違す

ることが指摘される(読売 1939.7.9)。

特に今日の少年事件を家庭裁判所にすべて送致とする全件送致主義とは異なり、はじめに犯罪少年に対して検察官が裁判所に起訴するか否かを判断した後、起訴しない少年のなかから保護処分相当と認められるものを少年審判所に送致する検察官先議が主流となっていた。

1934(昭和 9)年に「少年教護法」が施行され、感化院は「少年教護院」と改称された。少年法が 14 歳以上の少年を対象としたのに対して、少年教護法は 14 歳未満の少年を対象とした。そして、このような不良少年に対する法制度が軌道に乗り始めた矢先、1937(昭和 12)年からの日中戦争が開戦する。厚生省児童課のコメントには、「不良少年の教護に一層の努力が必要な理由は、いふまでもなく人的資源の利用厚生にあります」(読売 1939.10.6)とあることから、少年個人の問題から戦局の人的資源の問題へと移行していることがわかる。しかし、少年法の下で不良少年に対する矯正施設が整備されることは、不良少年に対する矯正の機会が増えることを意味する。ところが新聞報道においては、矯正施設に収容された少年の脱走が少年事件の一つとしてとりあげられるようになる。少年少女が警察および感化院・少年院の矯正施設から脱走した記事を表 7 としてまとめた。

表 7 を見ると、脱走者のほとんどが男性であった。また、多摩少年院や六踏園など特定の施設に脱走が集中している。その状況に対して、「脱走既に五十餘名、多摩少年院へ警告」(読売 1930.6.2 夕刊)の記事には、「最近だけで逃走院児五十餘名に達し何れも強窃盗を平気で働く少年達の事とて社会不安が甚だしいといふのであるが、また一面この頃の少年院は兇暴な院児が多くなつた上、建物の腐朽甚だしく逃げようと思へば直ぐにでも逃げられる現状なので…」と掲載されていることから、矯正施設からの少年に対する凶悪化と社会的

不安を注視する内容が認められる。その後、「多摩少年院では過日來數回にわたり連發的に収容少年の脱走を見、社會問題としても憂慮すべき問題を

生じてゐる」として、司法省の少年院改善策の通牒が出され、脱走の常習者は少年刑務所へ収容することが決定された（朝日 1930.6.27）。

表 7 矯正施設からの脱走と少年事件

昭和2年6月22日	鐵橋上に倒れた少年、感化院逃走者	14	男	感化院
昭和2年9月23日	不良少年脱出	16・16・16・19	男	無農学院
昭和2年10月3日（夕）	不良の脱走	15・19	男	日本少年指導學會
昭和4年7月22日（夕）	少年刑務所を脱獄、四日目に捕はる	19	男	少年刑務所
昭和4年8月5日	逃走少年捕はる	16	男	多摩少年院
昭和5年1月20日（夕）	集團の首領御用	17	男	井之頭感化院
昭和5年6月22日	また感化院を十名脱走す	18	男	多摩少年感化院
昭和5年7月9日	強盗囚の少年、刑務船を脱走す	18	男	刑務船「武蔵」
昭和5年7月18日	又不良兒脱走、多摩少年院を	17	男	多摩少年少年院
昭和5年9月12日	不良二名脱走	17・18	男	日本少年指導會
昭和5年12月4日	不良兒の脱走	16・17・18	男	平井学院
昭和6年3月9日	脱走の二少年捕はる	16・16・17・17	男	多摩少年院
昭和6年7月28日	又も四少年脱走、六踏園から	18・19	男・女	六踏園
昭和6年12月8日	不良兒脱走	14・17・17・18	男	六踏園
昭和6年12月27日	多摩少年院の二少年脱走	18・19	男	多摩少年院
昭和6年12月28日	六踏園兒脱走	15・17・17	男	六踏園
昭和7年3月20日	また不良兒三名脱走	18	男	多摩少年院
昭和7年8月24日（夕）	六踏園々兒又も脱走、十二名・塀を乗越えて	17・17	男	六踏園
昭和8年2月4日（夕）	また二名脱走	18・19	男	多摩少年院
昭和8年4月13日（夕）	又四園兒脱走	17・17・18・19	男	六踏園
昭和8年4月19日	脱走兒すぐ逮捕	17	男	六踏園
昭和8年4月30日	六踏園兒脱走	18	男	六踏園
昭和8年6月22日	六踏園からまた三人脱走	17・18・18	男	六踏園
昭和8年7月27日	小學校放火魔、十六少年捕はる、感化院脱走	16	男	武蔵野学院
昭和8年10月22日	感化院脱走の三少年捕る	14・15・16	男	武蔵野学院
昭和8年10月30日（夕）	脱走の二少年捕はる	18	男	日本少年指導院
昭和8年12月11日	院兒また脱走	18	男	多摩少年院
昭和9年9月12日（夕）	教師の暴行から六踏園また不穩、三名引致され	19・19	男	六踏園
昭和10年2月7日	嘘の涙で欺く脱走少年、お巡りさんから一喝	18	男	錦華學院
昭和10年2月26日	六踏園兒また脱走	17	男	六踏園
昭和11年3月19日	惡の華・拐擄少年、護送途中脱走・元の主家に	18・18	男	平井学園
昭和13年5月24日（夕）	絶食少年は脱走不良兒	18	男	感化院
昭和13年11月3日（夕）	脱走兒三名	12・15・17	男	感化院井之頭学校
昭和14年11月15日	校金千圓盗み院兒四名脱走	15	男	萩山実務学校
昭和15年4月12日	多摩少年院院兒二名脱走	17・19	男	多摩少年院
昭和15年4月23日	六踏園から十一名脱走	19	男	六踏園
昭和15年4月24日（夕）	留置人脱走、淀橋署から少年窃盜犯	19	男	淀橋署
昭和15年5月29日	不良兒二名脱走	17・19	男	感化院
昭和15年6月9日	留置場破り少年捕はる	18	男	坂本署
昭和15年9月26日	留置場を脱走	19	男	横濱鶴見署
昭和15年11月21日	列車から飛降りて逃走、護送中の不良	19	男	武蔵野学園
昭和16年10月1日（夕）	家庭學園の六少女脱走	16	女	家庭學園
昭和17年2月10日（夕）	少年院から七名脱走	19	男	多摩少年院

（注）本表の事件は、すべて読売新聞の記事より作成した。

同様に「六踏園々兒又も脱走、十二名・塀を乗越えて」（読売 1932.8.24 夕刊）の記事において施設側（八王子の感化院六踏園）のコメントに「已むを得ない」として、「何分多數の園兒を預つてゐるものですから多くの中には惡質のものもあるので逃走するのです」と掲載されている。このコメントからもわかるように、収容施設側において脱走は惡質な収容少年がおこなった仕方のない結果

であるという認識が読み取れる。さらに六踏園を脱走した少年のなかには、そのままギャング団を組織して金品を強奪する事件も起こっている（読売 1932.8.30 夕刊）。

また大島にある六踏園では、脱走以外にも職員に対する不満が高まり、在院少年の代表 6 人が 3 人の職員を殴打し、在院少年の全員（90 名）が施設の什器を破壊し、職員の住宅に放火する事件が

起きている（読売 1931.10.8、12.5）<sup>(3)</sup>。

さらに「學校荒し専門の怪少年遂に捕はる、毎夜市内外に出没」（朝日 1927.7.5）の事件が、後日の報道では、「少年達を配下に親分気取りの舎監、盗ませては上前をはねてみた驚くべき怪自白！」

（朝日 1927.7.5 夕刊）という見出しで、当時の舎監（23歳）が夜に少年たちを施設から抜け出させ、盗んできた贓品等から分け前を貰っていたことが判明した。矯正施設を含めた不良少年に対する公的機関の動向は、大正期の少年法の施行から戦前昭和期に大きく進展した。しかし、それは不良少年の収容施設という社会的認知を広めると同時に、その収容施設からの脱走が脅威や恐れといった印象を含意しながら新たな少年事件として報道された。さらに司法警察活動や警視庁の不良少年係の「不良狩り」などが継続的に報道されることで、社会に向けて新聞メディアを通じて不良少年に対する注意が喚起されたといえる。

#### 4. 太平洋戦争以降の不良少年報道と国策としての不良少年問題

1940（昭和15）年には内閣情報局が設置され、言論報道機関・出版物・映画・演劇などに対する検閲の強化のため言論の自由は大幅に制約される状況となった。また戦況が悪化していくにつれて、少年事件の報道よりも政治的な報道が中心となり、報道数は減少する。当時の記事には、「事變が本格化した昭和十三年を境に相當の増加を示している」

（朝日 1941.2.1）と指摘しており、「昔のやうに硬派、軟派の區別が判然としない、いはゆる第三階級の不良群が増加し、内容的に悪質化したのは、戦争の全面的發展に伴つて社會の非常時の様相が益々深刻となり、かつ刺戟的となり、はては世紀末的になつたことを物語るものであらう」として、戦争と不良少年の不良化傾向を報道している。

特に少年工の不良化について、「殷賑産業の繫榮

に伴つて少年工の増加から金廻りがよくなつて大人の悪い所を眞似て、刹那的な快樂や、不健全な娛樂を追ふからである」と指摘している。

表8は、昭和15年以降の刑法犯検挙人員における刑法犯少年検挙人員の割合を見たものである。

表8 刑法犯検挙人員における刑法犯少年検挙人員の割合

	刑法犯検挙総人員 (a)	刑法犯少年の検挙 総人員(b)	刑法犯検挙人員に おける刑法犯少年 の検挙人員の割合 (b/a)
昭和15年	345,500	53,048	15.40%
昭和16年	334,417	52,759	15.80%
昭和17年	299,395	66,588	22.20%
昭和18年	346,395	61,366	17.70%
昭和19年	310,951	75,314	24.20%
昭和20年	242,645	54,787	22.60%

（注）国家地方警察部刑事部防犯課調べより作成

戦局が悪化することで、昭和20年の検挙人員は減少するが、昭和19年まで刑法犯少年の検挙総人員は増加している。当時の少年事件報道を見ると、「最近の不良少年の犯罪傾向の一つとして、短刀等の兇器を使い金品を強要したり傷害沙汰に及んだりする者が増えてをります。…彼等は大抵最初は他の不良少年から兇器で脅迫されたのが動機で、自分も短刀を持つやうになるもので、不良になりかけは、か弱い婦女子に先づ兇器の機能を試してみるのですから、若い女性はさういふ隙をみせないやうに注意しなければいけません」（読売 1941.3.5）と掲載されている。

不良少年がナイフ等の凶器を所持することは、明治期以降の少年犯罪記事を見ても特異なことではない。しかし、「不良になりかけ」の少年に対する注意喚起は、これまでの少年事件記事を通じてあまり認められない。このような少年工の不良化問題に対して内務省を中心に、文部省、厚生省、司法省、商工省、陸海軍の関係者が集まり、新設された「青少年不良化防止懇談會」が開催されている（読売 1941.5.14）。この会において、各省が

不良化対策として、「家庭」「学校」「工場」をあけて討議していることから、少年少女の不良化問題が各省庁の枠を越えて検討されていたことがわかる。当時の少年事件記事を見ると、1941年5月に日比谷公園で起こった不良少年たちの喧嘩（死亡1名、重傷3名）を発端に「繰返される不良青少年の跋扈から“戦争と不良”のテーマ究明に乗り出してゐる警視廳ではこの事件を境に龍野刑事部長指揮のもとに大掛りな市内の“不良”検挙を開始し三日間に百廿名の“時代の蟲”を逮捕した」（読売 1941.6.12 夕方）と報道されている。この記事から、当時の警視庁が青少年の不良化に対して「戦局」を前提とした検挙をおこなっていることがわかる。また厚生省は、「戦時下増産拡充の強化に伴つて農村出身の青少年工が都會地の悪風に感染して思想的にも肉體的にも憂慮すべき轉落ぶりを示してゐる實情にある」として各工場に対して「勞務管理令」を發して福利厚生や少年工の指導強化を図っている（読売 1942.1.29）。

太平洋戦争を目前にした昭和16年の時期には、「時局に蘇る“魂”不良青少年群が更生報國隊結成」（読売 1941.9.13）の記事から、不良青少年として警察のブラックリストに載っていた青少年が団体を組織して、産業戦士として働く内容が報道されている。その一方、昭和17年に入ると、産業少年の不良化について「從來の不良に比べての特異性は兇器所持者が著しく増加してゐること、有職者たとえば青少年工などの工場勞務者および少女がめざましく増加してゐること、このほか青少年少女の年齢がいずれも一二年低下し、かれらが所持してゐた兇器も巷に販賣されてゐるものより工場等で遣つた自製のものが多かつたなどが目立っている」（読売 1942.9.5）として、工場内における不良少年の凶悪化について報道している<sup>(4)</sup>。

その後、青少年の不良化防止として警視庁工場

課の下で工場に父兄会を設置し、アパート生活者には父兄の代わりに保証人になるなど、積極的に少年少女の生活に関わる政策がすすめられる（読売 1942.9.6 夕刊、1942.12.17、朝日 1941.9.9）。

その一方で、「青少年少女の不良化については、府縣警察部の取締りをさらに一步進めて會社、工場、學校等青少年の生活部面に働きかけ、父兄、監督者等との協力防止すべく申合せらる。また一方會社、工場、學校等がその傳統にこだはり惡に染みだした青少年のことをひた隠しにする傾向があつたのを改めるやう要望した」（読売 1942.9.8 夕刊）との記事もあり、不良少年に関わる組織の体面と不良行為の潜在化がこの記事から読み取れる。

昭和18年には、「勤勞青少年補導対策要綱」を決定し、「少年工」を中心とした不良化の早期発見や特別補導がその目標として設定された。その取り組みのなかで、官民20名から構成された「産業青少年指導委員會」が月に2回ほど開かれ、各工場から一名ずつを選抜して工場地帯とはじめとした盛り場に出動させて青少年に声をかける運動を展開している。また、当時の少年犯罪の状況に対する「少年係刑事」の養成が以下の内容で掲載されている。

記事の内容としては、「検挙数は一番多い年でも五千人臺であつたのが十七年度には一躍四倍から五倍にはねあがつてゐる。しかしこの激増は當局が前年度以上に積極的に取締つたことにもより、刑法犯と不良行為の二つを合せた統計のうち不良行為が激増したためで犯罪件数としては二倍から三倍といふ状況である。犯罪別に見ると、以前最近の傾向として兇器携帯者が多く、去年は一躍して一昨年七倍に増加してゐる。これにつづいて窃盜、猥褻行為も去年は過去三年間に比較して一倍半から二倍の増加を示している。かうした少年犯罪が激増の傾向を見せてゐるとき將來戦力増強の第一線戦士となる少年の指導を専門に扱ふ『少

年係刑事』が、「心の慈父」として新登場し、さらに少年工指導者と当局との密接な連絡によつて“不良”を取締るといふより“性は善なり”の観点から明るく逞しい産業戦士の育成が期待される」（読売 1943.3.18）と掲載されている。

昭和 19 年以降の少年事件および青少年の不良化問題については、記事としてほとんど掲載されていない。そのような状況下で「残留學童の対策はよいか、忌むべき不良化、寺子屋開設、焦眉の急」（読売 1945.5.8）として、疎開ができなかった少年少女の実態調査が紹介された記事が掲載されている。その記事には、「これらの學童は學校は閉鎖されてゐるし、遊ぶ友達はゐない、親たちも忙しさにまぎれて對手にもならず面倒すらみれないである。いきほひいまやこれら學童は不良少年化する傾向にあり、また低學年の學童は戰災地跡で危しいたづらをしたり、防壁を倒したり、ひどいのは盗みを平氣でやる者すらでてゐる」と当時の集団疎開にもれた少年少女が、學校制度から置き去りにされることで不良化していく状況が認められる。

太平洋戦時下の青少年の不良化問題は、以前に展開された教護的な不良化対策とは異なり、少年工として産業に従事し、「産業戦士」としての役割を担うことで直接的に戦局と結びついた国家的な対策へと転じたといえる。そのなかでの不良少年観は、「戦時下も弁えず、前線將兵への感謝も忘れて最近帝都の盛り場に不心得な青少年犯罪が著しく増加している」（朝日 1942.9.5）というような、戦局を無視する「不心得」な少年観とともに、「少年工は國家要員、指導、援助せよ」（読売 1943.3.21）という戦力確保を前提とした保護すべき少年観が並存している状況にあったといえる。

## 5. おわりに

新聞メディアは、明治期の創刊から膨大な少年

事件を報道してきた。本論の対象である戦前昭和期には、「不良少年感化に一新生面を拓く？不良兒に榮養を與へると精神まで救はれる」（読売 1931.9.30）などの今日の少年非行と食育に類似する記事もあれば、「制服中學生・早熟の殺人、特許局技師の若妻を無殘ナイフで卅餘ヶ所、その日、伯父の家に上京した少年、病兒の目前一瞬瞬つて姿を消す」（読売 1937.6.16）や 14 歳の少年が 8 歳の少年を刺殺した「全身メツタ斬り、小學生の慘殺體、横濱の奇怪な事件」（読売 1933.12.20 夕刊）など、凶悪な少年事件も報道されている。

今日の後期近代社会において、これまでの近代社会が築いてきた制度や価値観が大きく変容し、自明視されてきた地域社会や家族、学校も制度的な疲労を起こしている。Z.パウマン（2000）は、「第一の近代」に見られた伝統的な集団の解放から「第二の近代」では国民国家などの中間集団からの解放へと諸個人が自律する個人化に注目し、中間集団からその範囲内で統制され守られていた状態から自由になることは、すべての責任や社会的リスクを負うことも同時に意味しているという。また、U.ベック（1986）は、「危険社会」のなかで困窮による連帯からリスクへの不安に基づく「不安による連帯」を指摘している。つまり、不安を原動力とする社会的連帯が現代社会の特徴であり、時には不安が道徳に介在し、理性的な判断を駆逐する傾向にあることを示唆している。このような「不安道徳」がリスクに対する人びとの関心を助長していくという。

このような不安とリスクが自明視されている後期近代社会は、犯罪や非行に対する不安感を助長する。浜井と芹沢（2006）は、マス・メディアの報道によって「モラル・パニック」が起り、犯罪不安が急速に高まっていく社会を「犯罪不安社会」と指摘する。この不安を背景に人びとに大きな影響を与えるマス・メディアは、画一的な非行少



年観を凶悪な少年事件が起こるたびに修正し、時には偏向しながら人びとに発信し続けている。そのなかで、その少年非行の実態を捉えることは非常に困難な作業である。

その障壁のひとつには、多くの少年事件の事実や実態を知るためのツールがメディア報道に依存しているため、マス・メディアの「ブラックボックス」を通過する際に、時局により誇張し矮小化された不良少年観がメディア報道に包含されることがあげられる。本論では、不況や戦争などの時局が少年事件報道における不良少年観に反映していたことを明らかにした。今日の先行きの見えない不透明感や不安感が蔓延する社会において、不安やリスクという新たな障壁によって人びとの非行少年観は、少年非行の事実や実態と乖離するかもしれない。今後の少年非行現象を的確に理解するためには、時局という社会の動向とともにマス・メディアが提示する非行少年観の分析が求められる。

(注)

(1) 戦前期の少年事件報道における事件発生場所の比較については、大正期の少年事件報道の分析において『東京朝日新聞』と『福岡日日新聞』を比較したところ、『東京朝日新聞』では76.1%が東京を事件発生場所とし、『福岡日日新聞』では97.6%が福岡県内の事件を報道していた(作田誠一郎, 2010, 「少年非行史の研究—マス・メディアと公的機関をめぐって」『季刊社会安全77号』財団法人社会安全研究財団)。

(2) 戦前昭和期に社会問題となった少年工の不良化については、別稿である作田誠一郎, 2008, 「戦前期(昭和)の「少年工」の不良化問題の一考察」『東アジア研究』第6号, 東アジア研究委員会編を参照のこと。

(3) 六踏園の騒擾事件は、その後の公判で職員の横領や収容少年をバットで殴打したり、穴へ突落したりする虐待などが明らかになった(読売1932.1.16、1.16夕刊、

1.19、2.11)。その後、同施設の厳罰主義的な指導に対して園児の暴行事件が起こった(読売1933.10.24、1933.9.12、1936.1.8夕刊)。

(4) 少年工の不良化は、大工場よりも小工場において顕著に認められる。「禁物・甘やかし過ぎ、小工場に多い“悪の華”」(読売1942.9.29)の記事では、工場内で不良グループが形成され、匕首やメリケンサックなどを工具機械で作製し、工場が稼動しないところが出ていると掲載されている。

参考・引用文献

Anderson, Benedict.,1983 *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso London (=白石隆・白石さや訳, 2006, 『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山) 鮎川潤, 2001, 『少年犯罪』平凡社新書。

石原義治, 1932, 「職業少年不良化の主因及動機に就いて」『社会事業研究』第19巻第10号, 大阪社会事業連盟。

賀川豊彦・安藤政吉, 1934, 『日本道徳統計要覧』改造社。 桜井哲夫, 1997, 『不良少年』ちくま新書。

作田誠一郎, 2008, 「戦前期(昭和)の「少年工」の不良化問題の一考察」『東アジア研究』第6号, 東アジア研究委員会編。

Bauman, Zygmunt., 2000 “Liquid Modernity” Polity Press. (=森田典正訳, 2001, 『リキッド・モダニティー 液状化する社会』大月書店)

Beck, Ulrich., 1986 “Risikogesellschaft Auf dem Weg in eine andere Moderne” Suhrkamp Verlag. (=東廉・伊藤美登里訳, 1998, 『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版会)

McLuhan, Marshall., 1964 “Understanding Media” McGrawHill, (=1967, 後藤和彦・高儀進訳, 『人間拡張の原理』竹内書店新社)

浜井浩一・芹沢一也, 2006, 『犯罪不安社会—誰もが「不審者」?』光文社新書。

矢島正見, 1996, 『少年非行文化論』学文社。